

令和3年3月31日

チェンマイ・イニシアティブ（CMIM）契約書の改訂の発効について

1. ASEAN+3 の財務大臣・中央銀行による金融協力の一つであるチェンマイ・イニシアティブ（Chiang Mai Initiative Multilateralisation: CMIM）契約書の改訂が、2021年3月31日に発効した。改訂の内容については、2020年9月に開催された ASEAN+3 財務大臣・中央銀行総裁会議において合意されていた。
2. 今般の改訂による CMIM の機能強化の主な内容は以下のとおり。
 - IMF デリンク割合（IMF プログラムなしに CMIM を発動できる割合）の 30% から 40% への引き上げ
 - 要請国・供与国双方の自発性及び需要に応じた CMIM に対する現地通貨の使用の制度化
 - LIBOR 改革関連その他の技術的論点への対応
3. この改訂により、ASEAN+3 の地域金融セーフティネットの中心である CMIM が強化されることとなる。

（別添）チェンマイ・イニシアティブ（CMIM）契約の改訂の主なポイント

（以上）

チェンマイ・イニシアティブ(CMIM)契約書の改訂の主なポイント

1. IMF デリンク割合の引き上げ

IMF デリンク割合は対応する IMF 支援プログラムが存在しない場合に各加盟国が要請できる割合を指す。本改訂により、IMF デリンク割合は各国の最大引出可能額の 30% から 40% に引き上げられ、CMIM を必要としている国がより利用しやすくなった。

2. CMIM に対する現地通貨の使用の制度化

本改訂により、CMIM の総額 2,400 億ドルの枠内において、各加盟国の現地通貨が使用可能となった。現地通貨の使用は、要請国・供与国双方の自発性及び需要に応じ実施される。細則については現在加盟国間で議論中。

3. 技術的論点への対応

本改訂には、LIBOR 改革を踏まえた修正とともに、為替レートの取得方法、スワップの取引期間の明確化等、CMIM の発動における技術的論点への対応が含まれる。